

防衛特別法人税に関する省令等の一部を改正する省令要旨

一 防衛特別法人税に関する省令の一部改正（第1条関係）

- 1 防衛特別法人税中間申告書、防衛特別法人税確定申告書等の記載事項について、その記載については、別表1から別表4までの書式によらなければならないこととし、これらの書式を定めることとする。（防衛特別法人税に関する省令第2条～第4条、第8条、別表関係）
- 2 電子情報処理組織による申告の特例に関する経過措置について所要の整備を行うほか、所要の規定の整備を行うこととする。

二 法人税法施行規則の一部改正（第2条関係）

- 1 法人税予定申告書について、国税庁長官が、その書式に地方法人税予定申告書及び防衛特別法人税予定申告書に定める事項の全部又は一部の記載欄を付記する場合には、併せて当該法人税予定申告書の用紙の大きさを変更できることとする。（法人税法施行規則第70条関係）
- 2 我が国の防衛力の抜本的な強化等のために必要な財源の確保に関する特別措置法の一部改正に伴い、法人税申告書について所要の改正を行うこととする。（法人税法施行規則別表関係）

三 租税特別措置の適用状況の透明化等に関する法律施行規則の一部改正（第3条関係）

我が国の防衛力の抜本的な強化等のために必要な財源の確保に関する特別措置法の一部改正に伴い、適用額明細書の記載要領について、所要の整備を行うこととする。（租税特別措置の適用状況の透明化等に関する法律施行規則別記様式関係）

四 施行期日

この省令は、令和8年4月1日から施行することとする。（附則関係）